

(質問第五十七号) 昭和二十二年九月十八日配付

飲食営業緊急措置令による取締に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十二年九月十六日

板野勝次

参議院議長 松平恒雄 殿

飲食營業緊急措置令による取締に関する質問主意書

一、昭和二十二年七月十七日、西岡岡山縣知事は、岡山縣津山市の郡是製糸工場並に、木村合材工場を視察した後、山岡岡山縣津山警察署長、津山市木村合材社長、苫田地方事務所長、その他と共に、岡山縣奥津溫泉、河鹿園に一泊し、酒宴を催した。当事者の弁明によると、山岡警察署長がビール五本を持ち込み、若干の料理を運んだとのことである。之は政令違反であるかどうか、政府の見解如何。

二、熊野警察部長は、右に対し、政令違反でないと言明した。然るにその後、岡山縣下では前項の如き場合も、嚴格なる取締りが行われているが、政府の見解如何。

三、第一項の場合の如き、縣首腦部が例え料理持ち込みとはいえ、業界人と酒宴を催し、警察署長がビールの心配をするごとき、行爲は許さるべき行爲であるかどうか、政府の見解如何。